

著作権法の単純化

(「契約」に関する規定の見直し)

状況

近年、パソコンやインターネットの普及など、「情報化」の進展に伴う創作手段・利用手段の急速な普及により、著作権に関する知識や適切な契約の習慣は、全ての国民にとって必要不可欠のものとなってきており、著作権法そのものについても、できる限りわかりやすいものとするのが極めて重要になってきている。

「契約」に関する規定の見直し

(例：次のような規定の廃止)

- 第 61 条第 2 項 (「著作権のすべてを譲渡する」という契約では、「翻訳権・翻案権等」と「二次的著作物の利用に関する権利」は譲渡されていないと推定する規定)
- 第 15 条 (雇用契約等に著作権に関する規定がない場合には、従業員の著作物について、一定の条件のもとに「雇用者」を「著作者」とする規定)
- 第 44 条 (放送の許諾を得た著作物について、放送事業者がこれを一時的に録音・録画することができることとする規定)
- 第 93 条 (放送の許諾を得た実演について、放送事業者がこれを録音・録画することができることとする規定)

(検討の視点)

契約内容が明確な書面による契約が少ないという我が国の著作権に関する契約の実態を踏まえ、著作権法の中には、本来は当事者同士の契約に委ねるべき事項を法定している規定が存在するが、適切な契約を行う習慣の拡大によって、著作物等の創作・利用形態の変化・多様化に対応していくためには、これらの規定を廃止して著作権法を単純化することについて、契約慣行の定着状況を踏まえつつ、検討する必要があるのではないか。

第61条第2項（「著作権のすべてを譲渡する」という契約では、「翻訳権・翻案権等」と「二次的著作物の利用に関する権利」は譲渡されていないと推定する規定）

→ 当事者同士の契約に任せることとすべきか否か

当事者の契約



譲渡人 A

「全ての著作権を譲渡する」



譲受人 B



譲渡人 A

複製権、上演・演奏権、上映権、公衆送信権、公の伝達権、口述権、展示権、譲渡権、貸与権、頒布権

「全ての著作権を譲渡する」



譲受人 B

翻訳権、翻案権等
二次的著作物の利用に関する権利

契約においてこれらの権利を譲渡することを明記しない限り、譲渡人 A に留保されたものと推定される

昨年度の契約・流通小委員会における意見

「全ての著作権を譲渡する」という契約を結んでも第27条、第28条の権利は譲渡されていないと推定されるため、契約書の文言と実態が乖離してしまい、書面による契約慣行の定着の妨げとなるという恐れがある。

どのような権利が譲渡されるかについては本来契約書に書き込むべきものであり、本項を排除しても特段の問題はない。

第15条（雇用契約等に著作権に関する規定がない場合には、従業員の著作物について、一定の条件のもとに「雇用者」を「著作者」とする規定）

⇒ 雇用者に「人格権」に付与した法制には元々無理があり、原則として、就業規則に任せることとすべきか否か。

従業員が作成したものは法人著作で我が会社が著作権を持つ。



法人著作の要件

- (a) その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人その他の「使用者側」（例えば、国や会社など。以下「法人等」という）であること
- (b) 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
- (c) 「職務上」の行為として創作されること
- (d) 「公表」する場合に「法人等の名義」で公表されるものであること
- (e) 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと

従業員が作成したものは、「就業規則」等の契約により、権利の譲渡を受けなければ、従業員が著作権を持つ。

この規定を廃止すると・・・



著作者



著作者



著作者

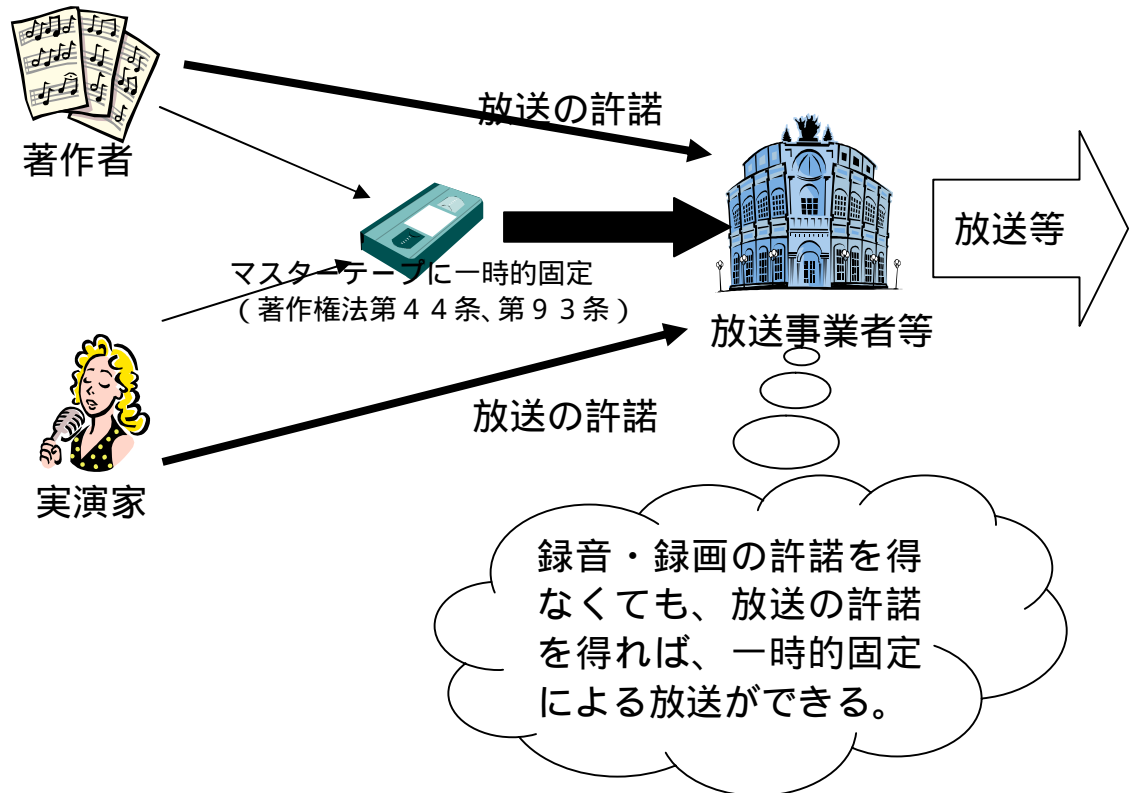
昨年度の契約・流通小委員会における意見

第15条については、法人とその業務に従事する者の間に契約がないことを前提としており、将来的には廃止もあり得る。同条の廃止は使用者と従業者の間の契約秩序を変えるものであり、慎重に検討する必要がある。

第44条（放送の許諾を得た著作物について、放送事業者がこれを一時的に録音・録画することができることとする規定）

第93条（放送の許諾を得た実演について、放送事業者がこれを録音・録画することができることとする規定）

→ 放送に関する許諾を得る際に固定についても契約できるはずであるので、この規定は廃止すべきか否か。



昨年度の契約・流通小委員会における意見

第44条に関しては、放送関係事業者同士においては一定の契約秩序が形成されているが、それ以外の人との契約時には問題が生じることが考えられる。

第93条及び第94条については、録画物に関する実演家の権利の確立を待って検討すべきである。